

7 誰もが安心して生活できる福祉充実プロジェクト

政策目標の概要(A)

地域生活を送る上で特に困難を抱えることが多い高齢者や障害のある人の暮らしをさまざまな方面から支え、「QOL(生活の質)の向上」を重視した福祉施策を充実させる。また、日常生活を行う上で困難となるバリアを取り除くバリアフリーの推進とともに、はじめからバリアを設けないようなユニバーサルデザインを取り入れた社会づくりの推進に取り組む。さらに、虐待防止対策、認知症対策、自殺対策など、さまざまな立場の人の福祉を守る対策を推進する。

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額 H24 決算 (千円)	H24事業結果	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)		目標値				H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続																				

1 高齢者福祉の充実

(1)高齢者の地域での安心した生活のサポート

■ 一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が地域で安心して生活するために、生活の支援や見守りのためのネットワーク構築など、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村の取組を支援します。

地域支え合い体制づくり事業	健康福祉部	介護高齢課 (企画係)	介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、一人暮らし高齢者などの社会的弱者が、地域で安心した生活を続けられるよう、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村等を支援する。	事業実施市町村数	H22 : - H23 : 20市町村 H24 : 21市町村(延べ30市町村)	延べ35市町村 (H23実施済み市町村含む)	-	国の基金事業はH25年度末で終了予定	279,000	-	105,805	21市町村が要介護者台帳整備や、地域活動拠点整備などの28事業を実施。	1	財源となっていた基金事業が平成25年度限りで終了予定。 一人暮らし高齢者などの社会的弱者が、地域で安心した生活を続けられるような施策は引き続き必要である。	1	H25年度で介護基盤緊急整備等臨時特例基金が終了するため、廃止。 今後の対応についてはH26当初予算編成時に検討。
---------------	-------	----------------	---	----------	--	---------------------------	---	--------------------	---------	---	---------	-------------------------------------	---	--	---	--

■ 日々の買い物に気軽に行けない高齢者を中心に、中心市街地商業活性化支援事業や商業活性化支援事業などの補助制度を活用し、市町村とともに商店街の取組を支援することで、買い物利便性の向上を促進します。

商店街活性化支援事業	産業経済部	商政課	商店街の活性化を図るために商店街団体等が実施するソフト事業及びハード事業に対して補助する。	補助事業実施件数	H22:22件 H23:22件 H24:19件	20件	20件	100件	15,000	15,000	13,973	補助事業実施件数 19件	4	商店街団体等が行う様々な取組に対して補助することにより、地域社会を支える商店街のにぎわいづくりや空き店舗解消に一定の役割を果たしており、補助対象事業の見直しを図りつつ、継続して実施する必要がある。	4	商店街団体等による主体的な取組を促進し、地域の活性化を図るため、継続。 事業効果について検証を行うとともに、県と市町村の役割分担も踏まえ、効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。
買い物弱者対策	産業経済部	商政課	買い物弱者の支援事業を行う事業者に対する補助や、買い物弱者支援について関係者の情報交換や連携を促進するための事業者交流会を開催する。	補助事業実施件数	H22:-件 H23:2件 H24:4件	3件	2件	15件	3,170	2,089	2,085	補助事業実施件数 4件	4	高齢化の進展や身近な商店の撤退等により、今後も買い物弱者問題は広がる事が予想されるため、より実効性を高めるよう支援策の見直しを図りながら、引き続き実施していく必要がある。	4	買い物弱者問題は、今後も拡大が予想される社会的な問題であり、福祉部局とも連携や情報共有をしつつ、継続的な取り組みが必要であるため、継続。 事業効果について検証を行うとともに、より効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。

■ 認知症サポーターの養成や成年後見ネットワークの構築など、認知症高齢者を地域で支える環境づくりに取り組みます。

市民後見人養成講座	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	市町村における市民後見人の養成・活用の取り組みを支援し、市民後見養成等の事業の理解を深めるための研修会を開催する。	市町村職員を対象に市民後見の研修会開催数	H22 : - H23 : 研修会 1回 50人 H24 : 研修会 1回 27人	研修会1回 参加者70人	研修会1回 参加者50人	研修会1回 参加者70人	192	192	73	市町村、地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催し、市民後見人養成への理解の促進、普及啓発を図った。	4	今後も理解促進、啓発のための研修会を開催していき、事業に取り組む市町村数の増加に努めていく。	4	市町村における市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みを推進するため、継続。
認知症施策推進事業	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	県内の認知症施策にかかわる保健・医療・介護の関係者からなる「認知症施策推進会議」と「若年性認知症施策検討部会」を開催し、総合的な施策の推進を図る。	会議及部会の開催数	H22 : - H23 : 推進会議 年2回開催 部会 年1回開催 H24 : 推進会議 年1回開催 部会 年1回開催	・推進会議 年2回開催 ・部会 年1回開催	・推進会議 年1回開催 ・部会 年1回開催	・推進会議 年2回開催 ・部会 年1回開催	1,213	902	244	推進会議 1回 各種認知症施策の概要、進捗状況の報告等 部会 1回 若年性ケア・モデル事業の実施等	4	各地域における認知症施策の円滑な実施や本人や家族への地域支援体制の構築のため、引き続き関係機関と連携し、総合的な認知症施策の推進を図っていく。	4	認知症に係る総合的な施策の推進を図るため、継続。
後期高齢者医療対策(財政安定化基金)	健康福祉部	国保課	保険料の未納リスク、給付増リスク、保険料上昇による群馬県後期高齢者医療広域連合財政への影響に対応するため、県に財政安定化基金を設置し、後期高齢者医療制度財政の安定化を図る。	国、県、広域連合の基金拠出率	H22: 0.03% H23: 0.03% H24: 0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	592,360	1,741,827	542,630	群馬県後期高齢者医療財政安定化基金へ積立を行った。(負担割合:国・県・広域連合1:1:1) なお、広域連合の財政運営は安定しており、基金の取崩しはなかった。	4	保険料上昇抑制に対応するため、24年度に拠出率を引き上げた。 法令に基づく事業であり、後期高齢者医療制度財政の安定化を図る上で必要不可欠である。	4	法令に基づき造成した基金に対する積立金であり、後期高齢者医療制度の適切な運営を図るため継続。

(2)介護サービス基盤の整備

■ 特別養護老人ホームの入所待機者の状況を踏まえ、地域の実情や高齢者の心身の状況に応じた適切な施設や住宅の整備を積極的に推進します。

老人福祉施設・介護老人保健施設整備費補助	健康福祉部	介護高齢課 (福祉施設係、保健・居住施設係)	介護サービス基盤の充実を図るため、群馬県高齢者保健福祉計画に基づく特別養護老人ホームの創設・増床整備にに対して補助する。また、同計画に基づき、介護老人保健施設を計画的に整備する。	介護保険施設整備状況 ・特別養護老人ホーム(地域密着型含む) ・介護老人保健施設整備状況	H22:特養8,062床、老健6,071床 H23:特養8,479床、老健6,086床 H24:特養8,998床、老健6,116床	特養 9,505床 老健 6,116床	特養 9,787床 老健 6,276床	特別養護老人ホーム(地域密着型含む)10,000床 介護老人保健施設6,366床 ※H26年度末※特養は開所ベースの数値	817,820	656,282	530,061 (H23繰越特養460,061、老健70,000)	・特別養護老人ホーム整備 H24年度末整備済数8,998床 ・介護老人保健施設整備 H24年度末整備済数6,116床	4	入所を希望する要介護者やその家族のニーズに対応するため、H26年度末までに特別養護老人ホーム10,000床、介護老人保健施設6,366床の整備を目標とする第5期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的な特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備を行う必要がある。	4	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設について、計画的に整備を進めるため、継続。
----------------------	-------	---------------------------	---	--	---	------------------------	------------------------	--	---------	---------	--------------------------------------	---	---	---	---	---

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>2

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規 ／ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額		H24 決算 (千円)	H24事業結果		部局評価	財政課評価			
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去3年間)		目標値				H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
<p>■ 在宅や住み慣れた地域での生活が維持できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の多様な介護基盤や支援の充実を図ります。</p>																					
			地域密着型介護拠点緊急整備	健康福祉部	介護高齢課 (福祉施設 係、保健・ 居住施設 係)	介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、地域密着型サービスの拠点(小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)の整備を図るため、整備費を市町村に交付する。	地域密着型サービスの拠点整備補助の箇所数	H22 : 27箇所 H23 : 15箇所 H24 : 7箇所	2箇所	12箇所			国の基金事業はH25年度末で終了予定	232,000	364,973	221,000	地域密着型サービス拠点の整備に対して、整備費の助成を行った。H24年度は5箇所整備。2箇所、H25年度へ繰越。	1	国の基金事業はH25年度末で終了予定。県としては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間延長及び交付金の追加交付を行うよう、また、基金事業が終了となった場合には、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)等により、地域密着型サービス拠点の整備充実を図るよう、国に要望している。	1	H25年度で介護基盤緊急整備等臨時特例基金が終了するため、廃止。
<p>1 高齢者福祉の充実 小計 2,781,265</p>																					
<p>2 障害者福祉の充実</p>																					
<p>(1)障害者の地域生活の基盤整備</p>																					
<p>■ 障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活ができるよう、住まいの場としてのグループホームやケアホーム、日中活動の場としての通所型事業所など、地域生活の基盤整備を推進します。</p>																					
			障害者グループホーム等整備推進	健康福祉部	障害政策課	グループホーム・ケアホーム事業者が事業の用に供するために、新たに建物を建設する場合等に必要となる工事費等に対する補助や、初度備品購入費等に対する補助を行う。	障害福祉サービス事業所等利用状況(人/月)	生活介護 H22:1,651 H23:3,572 H24:3,839 自立訓練 H22: 97 H23: 178 H24: 255 就労(移行・A型・B型) H22: 899 H23:1,870 H24:2,212	生活介護 3,891 自立訓練 295 就労(移行・A型・B型) 2,097	グループホーム、ケアホーム 1,396	生活介護 4,146 自立訓練 334	128,200	110,200	61,175 (H23繰越 19,000を 含む)	グループホーム・ケアホーム事業者が新たにホームを建設する場合に必要なとなる工事費や、新たにホームを設置する場合の初度備品購入費等に補助し、住まいの場の確保に努めた。なお、国庫補助による創設4件76,900千円について、国予備費の執行時期の都合等によりH25年度県予算対応となったこと及び予算の一部が障害者自立支援対策臨時特例基金による対応となったことにより、相当額の減額となった。	4	入所施設等からの地域移行先として、グループホーム・ケアホームの施設数と定員の増が求められているため、継続して設置促進を図る必要がある。	4	地域移行の受け皿として必要な事業であり、計画を踏まえて着実に整備していく必要があるため、継続。		
			心身障害児(者)施設整備費補助	健康福祉部	障害政策課	社会福祉法人等が行う施設整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者および入所者等の福祉の向上を図る。		グループホーム、ケアホーム 1,264 ※バリアフリーぐ んま障害者プラン 5 生活介護 4,011 自立訓練 325 就労(移行・A型・B型) 2,324	グループホーム、ケアホーム 1,544 (※26年度末)	750,550	創設 369,330 大規模改修 5,188 (重点以外) 218,112	111,700	社会福祉施設等設備は、障害者の日中活動の場の整備、施設の老朽化等に対応していくため継続して実施する必要がある。H24年度においても着実に実施した。	4	防災拠点スペースを兼ね備えた日中活動事業所の整備、老朽化した施設の改修を実施することにより、障害福祉サービスの充実に向けた施設整備が図られた。今後も、引き続き、不足する日中活動の場を整備するとともに、既存施設の老朽化に対応した改修を進める必要がある。	4	グループホーム、ケアホーム等の整備と合わせて、地域の実情やニーズ等を考慮しながら日中活動事業所の整備や、老朽化した施設の改修を進めていく必要があるため、継続。				
			地域活動支援センター施設整備	健康福祉部	障害政策課	日中活動の場として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの施設整備費に対して補助する。	地域活動支援センター設置数	H22 : 70箇所 H23 : 77箇所 H24 : 85箇所	87箇所	88箇所	90箇所	17,250	17,250	0	市町村において整備計画の検討に期間を要したこと等により、H24年度において整備事業は実施されなかった。	4	日中活動の場として、地域活動支援センターの施設数と定員の増が継続的に求められているため、引き続き市町村が実施する整備事業に対する財政支援を行う。	4	国庫補助整備の対象外である市町村が設置主体の地域活動支援センターを整備することにより、日中活動の場を確保する必要があるため、継続。		
			県立障害者リハビリテーションセンター再編整備事業	健康福祉部	障害政策課	施設の老朽化による利用者の生活環境の低下や、利用者の高齢化及び重度化、更に地域移行の推進など、新たな需要への対応が求められている。このため、県立施設として果たすべき役割を整理し、機能強化に必要な「新たな施設の建設」と「現在の施設の改修」を利用者に配慮しながら、段階的・計画的に実施する。	医療的ケアを必要とする重度障害者の生活支援(難病患者を含む)を充実させる。また、高次脳機能障害者の社会復帰のためのリハビリ訓練を実施する。さらに、上記サービスの提供に必要な人材の育成県立施設役割を果たしていく。	-	-	-	-	60,000	700	障害者リハビリテーションセンター再編整備の基本的な構想(基本計画)の策定に当たり、施設整備に関する技術的アドバイス等を建築的な観点から得るため、前橋工科大学(工学部建築学科 古賀紀江研究室)に調査を委託した。(部局調整費から700千円支出)	3	H25年4月に策定した再編整備基本計画に基づき、H26年度は、新棟建設及び既存施設の改修に必要な実施設計を行う。	4	再編整備基本計画に基づき、段階的・計画的に実施する必要があるため、継続。			
			県立障害者リハビリテーションセンター緊急対応事業	健康福祉部	障害政策課	現利用者の処遇向上のため、喫緊に対応すべき箇所の改修や備品の更新等	居室、トイレ、浴室、医療機器、その他設備機器の改修・更新	H22 屋外消火栓改修(1,102万円、)診療棟防水シート改修(237万円) H23 スプリンクラー整備(4,459万円)、自家発電機(700万円) H24 生活支援棟機械浴更衣室の増築と改修・トイレ増設工事の実施設計(208万円)	-	-	-	15,700	2,079	H25年度に生活支援棟の機械浴更衣室の増築と改修・トイレ増設工事を行うために必要な実施設計を委託した。(特別維持整備費から2,079千円支出)	1	緊急対応事業として行う生活支援棟の機械浴更衣室の増築と改修・トイレ増設工事は、H25年度で完了する。	1	利用者の処遇改善のため、喫緊に対応すべき改修を実施(H25で終了)。			
<p>■ 障害者歯科診療施設の運営や施設整備を支援し、障害のある人の歯科診療体制を整備します。</p>																					
			心身障害児(者)歯科診療事業委託	健康福祉部	医務課	障害者歯科診療体制の充実を図るため、障害児(者)専門の歯科診療を委託により実施する。	障害児(者)歯科2次医療機関における歯科医師の延べ従事者数	H22 : 487人 H23 : 506人 H24 : 739人	710人	710人	710人	20,000	20,000	20,000	心身障害児(者)歯科診療事業を群馬県歯科医師会に委託実施した。歯科総合衛生センターにおいて、診療日数240日、延べ患者数5,012人の実績	3	一般の歯科診療所では診療が困難な心身障害児(者)の歯科診療体制を確保できた。患者数が増加傾向にあるため、必要に応じて歯科診療を受けることができるように障害児(者)歯科診療体制を拡充することが必要である。	4	障害者歯科診療体制を安定的に提供するため継続。患者の増加傾向に対しては、障害者歯科が行える医師を育成するなど、診療体制を整備することが必要。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>3

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H24事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)		目標値			H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)		評価の考え方	評価区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
(2)障害者の地域生活支援・就業支援の推進																				
■ 関係機関と連携し、相談支援体制を整備するなど、障害のある人の地域生活を支援します。																				
			障害者相談体制支援	健康福祉部	障害政策課	県全体の広域的課題等について、対応方針等を協議・検討するため、県自立支援協議会を設置・運営する。 なお、地域課題や県全域で対応が必要な事項等を把握するため、県自立支援協議会に専門的知識と経験を有する相談支援アドバイザーを配置し、各地域での検討の場に参加する。	各地域で開催される協議会に、県アドバイザーが参加する回数	H22:181回 H23:148回 H24:189回	150回	150回	150回	1,813	6,272	1,528	各市町村又は圏域ごとに開催される協議会(地域の相談支援体制の構築ほか各種課題を検討するための協議会)に、アドバイザーが参加して課題や情報を収集するとともに、必要な助言を行った。 県自立支援協議会2回、専門別サブ協議会を15回開催し、第3期群馬県障害福祉計画の進捗状況の確認やサブ協議会の再編などの協議を行った。	4	地域での課題の集約及び広域的・専門的な観点からの助言を行う相談支援体制整備事業(アドバイザー事業)は、地域におけるネットワークを構築し、中長期的な課題等に対応するため、今後も継続が必要。 また、県全域における課題や分野別の課題などの検討を行うため、自立支援協議会は定期的な開催が必要。	4	障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制を整え、広域的な課題の解決に努める必要があるため、継続。	
			精神障害者地域移行支援事業	健康福祉部	障害政策課	居住先や地域での支援が整えば退院可能な入院中の精神障害者(退院可能な精神障害者)について、本人の意向を尊重した上で、地域移行を支援する。	退院可能な精神障害者の退院者数 (H20年10月からの累計)	H22(H23.10まで):391人 H23(H24.10まで):470人 H24(H25.10まで):今後調査	-	-	773人(H26年度まで)	7,580	4,876	4,623	県内5か所の相談支援事業所に地域移行コーディネーターを1名ずつ配置し、対象者の地域移行を促すため、精神科病院への個別訪問や地域での支援会議を行った。 支援対象者25名中14名が退院。	4	退院可能な精神障害者の地域移行を促進させるため、H25年度より支援方法を改め事業をスタートさせたところであり、成果を得るためには次年度も継続して事業を実施する必要がある。	4	入院中の精神障害者の地域移行を促進するための必要な支援を行う事業であり、継続。	
■ 障害者就業・生活支援センターの設置等により、障害のある人の個々の状況に応じた就業支援や生活支援を図るとともに、企業の障害者雇用の促進を図ります。																				
			障害者就業・生活支援センター運営事業	健康福祉部	障害政策課	就職や職場への定着が困難、あるいは就業経験のない障害者に対し、就業支援及び日常生活、社会生活上の支援を行う。	支援対象者(登録者)数	H22:1,817人 H23:2,499人 H24:2,803人	2,500人	2,900人	2,900人 (※26年度末)	54,656	54,656	50,461	県内8カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者配置し、離職した者又は離職するおそれのある在職者、就職や職場への定着が困難な障害者等に就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談を行った。 県知事が指定する社会福祉法人(県内8カ所)に委託して実施。	4	委託先の各センターは、就業支援に関する専門性を有し、適切な就業支援が可能な事業者として障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者就業・生活支援センターとして指定されており、こうした専門機関に事業を継続的に委託することで効率的な支援を行うことができる。	4	法律に基づき指定された障害者就業・生活支援センターの運営に係る経費であり、継続。	
			施設外就労等による一般就労移行支援	健康福祉部	障害政策課	障害者の一般就労につなげるため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所が、施設外就労を実施する経費に助成する。	福祉施設から一般就労への移行者数	H22:45人 H23:54人 H24:71人	64人	64人	64人 (※H26年度)	2,500	1,090	600	障害者施設等が障害者に対して、施設外就労又は施設外支援を実施し、一般就労につなげた場合に、その費用の一部を補助することにより、障害者施設等から一般就労への移行を促進する補助事業を実施(6件)。	1	本補助事業は、障害者施設等が、一般就労の実績に応じて支払われる「就労移行支援体制加算」を受けるための実績づくりを支援するために、H24年度、H25年度の制限で実施したものであり、H25年度をもって本事業は終了する。	1	2年間の時限事業であり、H25年度をもって終了。	
			工賃向上計画支援事業	健康福祉部	障害政策課	障害者支援施設等を利用する障害者の工賃の向上のため、食品加工や清掃技術、経営・営業など、各分野の専門家(コンサルタント)を施設に派遣してアドバイスを行う。 官需などの大口の需給に応じられる「障害者就労施設等の共同受注窓口」の整備を促進する。 就労支援施設等の産産品の販売促進のため、中心市街地等で会場を借り上げた場合に費用を助成する。	就労支援施設等における月額平均工賃額	H22:12,743円 H23:14,945円 H24:15,973円	17,000円	18,500円	20,000円 (※H26年度)	1,738	9,032	742	障害者施設等で働く障害者の工賃水準を向上させるため、①宣伝・広告や会計処理等の研修会の開催(3回)、②障害者施設等が共同で受注する窓口の検討(検討会を2回開催)、③販売会を開催する際の会場借上げ費用の補助(3件)等を実施した。	3	障害者が自立した生活をおくれるようにするためには、所得水準を向上することが重要であり、障害者施設等で働く障害者の所得(工賃)を向上させるため、本事業の実施は必要。 H26年度は、国の工賃向上計画支援事業(基本事業補助率1/2、特別事業補助率10/10)を活用しながら、共同受注窓口を設置する。	4	障害者施設等で働く障害者の工賃向上のために必要な取組。官公需等大口の注文に対応するため、H25から共同受注窓口設置の準備を開始しており、計画どおり実施。	
			宿泊型自立訓練事業所体験利用費補助	健康福祉部	障害政策課	短期間の体験利用制度がない宿泊型自立訓練事業について、体験利用制度を創設し、事業の利用を促進することにより、障害者の地域移行を推進する。	体験利用人数	H22:- H23:- H24:15人	20人	27人	27人	1,800	1,215	365	宿泊型自立訓練事業所が体験利用希望者を受け入れやすくなるため、事業所を体験的に利用した障害者があった場合において係る費用の一部となっているため、引き続き実施していく必要がある。	4	障害者が事業所を利用する際の不安解消と事業所の受入準備のため体験的利用の必要性が非常に高い。 本事業により、事業所が体験利用希望者を受け入れやすくなり、また障害者がサービスを選択する際のきっかけとなっているため、引き続き実施していく必要がある。	4	宿泊型自立訓練事業所への適性を判断するため、体験利用を行うことで障害者がサービスを選択する幅が広がっていることから、継続。	
		新規	障害者就労サポートセンター事業	産業経済部	労働政策課	県庁内に障害者就労サポートセンターを設置し、関係部局及び関係機関との連携を強化し、障害者の就労先、職場実習先の開拓、県庁における特別支援学校高等部の生徒の職場実習の受け入れ等を実施し、障害者雇用の一層の推進を図る。	県庁内における特別支援学校生徒の職場実習受け入れ人数	-	-	30人	50人	-	5,484	-	平成25年度新規事業のため、事業評価対象外					

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>4

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H24 決算 (千円)	H24事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)					H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)			評価区分	評価の考え方	評価区分	評価の考え方
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
			障害者能力開発		産業経済部	産業人材育成課	障害のある人を対象とした訓練コースを設定し、職業能力の開発機会の充実を図る。	訓練生の修了率	H22:100% H23:100% H24:91.7%	90%	90%	90%	13,605	16,469	9,965	3コース(ホームヘルパー2級取得コース、パソコンスペシャリストコース、実践能力習得コース)で訓練を実施し、障害者の能力開発の促進及び社会適応力の強化を図ることができた。定員42名、入校者36名、修了者33名、就職者13名。	4	障害者向け訓練は重要であり、雇用弱者対策としての機能を果たしている。定員充足率・修了率とも高い値を維持しており、今後も効果的かつ効率的な予算執行に努める。	4	障害者雇用促進への取組が求められており、障害者就労の支援策としての必要性から、継続。引き続き、訓練内容の充実にも努めるとともに、就職の決定につながるよう、関係機関との連携を一層強化して取り組む必要がある。	
			業務支援ステーション「チャレンジウィズぐんま」	新規	総務部	人事課	新組織の業務支援ステーション(愛称「チャレンジウィズぐんま」)を設置し、一般的に就労が難しい知的障害者を雇用する。その就労経験を活かし、民間企業等への就職につなげるとともに、県の法定雇用率達成を目指す。	①雇用者数 ②民間企業等へのステップアップ(再就職)者数	-	-	①5人 ②5人	-	8,500	-	平成25年度新規事業のため、事業評価対象外						
(3)障害者の社会参加促進																					
■ 文化や障害者スポーツの振興などを通じて、障害のある人の社会参加を推進します。																					
			障害者週間記念行事		健康福祉部	障害政策課	障害のある方の社会参加の推進と障害のある方に対する県民の理解を深めるため、障害者週間に併せて障害者作品展を開催する。	出品数	H22:215作品 H23:248作品 H24:231作品	250作品	250作品	250作品	926	805	621	障害のある方が作成した作品を展示し、障害者の文化活動の振興及び社会参加推進に努めた。	4	作品展示により、障害者福祉についての関心と理解を深めることに寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。	4	障害者の自立と社会参加促進を図るため、継続。	
			群馬県障害者スポーツ大会運営委託		健康福祉部	障害政策課	障害のある方が各種競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害のある人に対する理解を深めることを目的とし県障害者スポーツ大会を開催する。	参加申込者数	H22:2,110人 H23:2,378人 H24:2,482人	2,500人	2,500人	2,500人	17,178	16,994	15,970	障害の特性に配慮した競技種目を設ける等により、多くの障害のある方が参加し、障害者スポーツの普及と県民の障害者に対する理解に努めた。	4	障害のある方が大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。	4	障害者のスポーツ振興と社会参加の促進等を図るため、継続。	
			全国障害者スポーツ大会選手団派遣		健康福祉部	障害政策課	国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される全国障害者スポーツ大会に選手を派遣する。	個人競技選手、役員派遣者数	H22:62人 H23:54人 H24:53人	55人	67人	55人	8,533	7,541	7,110	全国大会に選手を派遣し、競技等を通じ、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に努めた。	4	障害のある方が大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。	4	障害者のスポーツ振興と社会参加の促進等を図るため、継続。	
			声の広報、点字広報		総務部	広報課	ぐんま広報の内容を中心とした「声の広報」「点字広報」を発行し、視覚障害者に県の情報を提供する。 委託先:県視覚障害者協会、県社会福祉事業団	発行部数(声の広報/点字広報) ※月当たり ※「声の広報」はCD・テープ作成数	H22 135本/450部 H23 135本/450部 H24 135本/430部	135本/430部	135本/415部	135本/415部	2,694	2,694	2,662	毎月10日発行 声の広報 135本×12回 点字広報 430部×12回	4	視覚障害者に、県の情報を引き続き提供していく必要がある。	4	視覚障害者に対する県政情報の伝達手段の1つのため、継続。	
2 障害者福祉の充実 小計													951,408								
3 安全で生活しやすい環境づくり																					
(1)人にやさしいまちづくりの推進																					
■ 誰もが生き生きと心豊かに日常生活を営み、社会活動を行うにあたり、これらを困難にするような住環境のバリアと人の心や意識のバリアを取り除き、また、はじめからバリアを設けないようにするための施策を推進します。																					
			歩道のバリアフリー化		県土整備部	道路管理課	段差の少ない歩道整備や既設の波打ち歩道の段差解消など歩道のバリアフリー化を図る。	歩道のバリアフリー化率	H21 :48% H22 :49% H23 :50% H24 :51.4%	51.9%	53.3%	56%	1,128,000	722,000	1,130,039	高齢者や障害者も含めた誰もが安心して通行できる空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を実施した。(国)354号外8路線の歩道段差解消を実施。 (主)前橋高崎線外10路線の電線共同溝を整備。	4	歩道のバリアフリー化について「51.4%」とH24年度目標値を若干下回っているが、その成果は概ね順調に推移している。さらに、最終目標値である「56%」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。	4	県民の安心安全のため、誰もが安心して通行できる道路空間を整備する必要がある。	
			バリアフリー駐車場適正利用促進		健康福祉部	障害政策課	車いす使用者用駐車場の不適正利用をなくすため、利用対象者に利用証を交付するとともに、駐車場管理者と県で協定を締結し、利用証を持った方が車いす使用者駐車場を利用できるようにする。	駐車場協力施設数	H22:684施設 H23:729施設 H24:785施設	800施設	880施設	1,000施設	1,484	1,061	437	「思いやり駐車場利用証制度」の普及啓発に努め、利用証の交付数、協力施設数ともに増加した。	4	障害のある方など歩行が困難な方が、公共施設やショッピングセンター等の車いす駐車場を利用しやすくすることで、社会参加の推進に寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。	4	車いす使用者用駐車場の適正利用を図るため、継続。	
■ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動支援など、地域において支え合い、共に暮らすことができる地域社会づくりを進め、地域福祉を推進します。																					
			地域あんしん生活支援(日常生活自立支援) ※1事業を分割して記載		健康福祉部	健康福祉課	県社協等が行う、日常生活自立支援事業を支援し、地域における権利擁護を強化する。	日常生活自立支援事業の利用者数	H22 :803人 H23 :861人 H24 :912人	880人	905人	960人	90,134	90,610	88,336	判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行った。	3	単身高齢者が増加の一途をたどるなど、地域における権利擁護事業の重要性は高まっており、利用者数に応じた適正な予算(=職員)を確保する必要がある。	4	単身高齢者の権利擁護を図るための経費であり継続。職員体制については、利用者数の状況や職員の活動実績を踏まえて検討。	
			地域あんしん生活支援(生活福祉資金貸付) ※1事業を分割して記載		健康福祉部	健康福祉課	県社協が行う、生活福祉資金貸付事業に対する補助を行い、低所得者等の経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を行えるよう支援する。	生活福祉資金貸付事業の貸付件数	H22:1,557件 H23:1,310件 H24:1,220件	1,000件(指標)	1,000件(指標)	1,000件(指標)	68,677	74,213	270,241	低所得者、高齢者、障害者世帯等へ貸付を及び相談等を行い、経済的自立等がはかれるよう支援を行った。	4	生活保護の受給者となる前の低所得者等に対する第2のセーフティネットとしての役割は重要であり、継続して実施する必要がある。	2	貸付金については、低所得者等のセーフティネットとしての役割を果たすため継続。相談員16名分の委託料については、緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源としており、基金が終了するH25年度で終了。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>5

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規 /再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H24 決算 (千円)	H24事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)		目標値			H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)			評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
			民生委員・児童委員協議会補助		健康福祉部	健康福祉課	行政と連携して、地域福祉を推進していく地域の実態である民生委員・児童委員の活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会へ活動費等を補助する。	1人あたり活動日数	H22 : 137日 H23 : 140日 H24 : 139日	140日	140日	140日	181,550	182,021	181,550	民生委員・児童委員の活動を支援するため、その活動拠点である県及び地区の民生委員児童委員協議会に対して、運営費、活動推進費及び民生委員活動の実費弁償としての活動費の補助を行った。	4	民生委員・児童委員の活動支援は、地域福祉の推進に不可欠であり、今後も効果的な執行を検討しつつ、継続して取り組んで行く必要がある。	4	民生委員・児童委員の活動にかかる経費であり、地域福祉の推進のため継続。	
(2)社会福祉施設の防災指導																					
■ 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、社会福祉施設の立入検査を含めた防災指導等により、安全性の向上を図ります。																					
			建築物違反対策及び建築物防災対策		県土整備部	建築住宅課	建築基準法違反建築物への是正指導等の実施及び社会福祉施設やホテル・旅館などの特殊建築物の防災対策に係る定期報告提出の指導等を行う。	社会福祉施設の立入調査件数及び特殊建築物の戸別訪問指導件数	H22 : 304件 H23 : 257件 H24 : 432件	240件	170件	1,750件 ※目標値の上方修正 今年度中に目標達成の見込みのため。	1,450	1,579	998	432件(ホテル等418件、福祉施設等14件)の防災査察を行った。	4	24年度の広島県ホテル火災事故を受け、旅館・ホテルの建築防災査察に入った。今年度も引き続き、査察等を行い、建築基準法の遵守を促す。観光客・県民の安全安心のため継続して行く必要がある。	4	引き続き、指導に万全を期し、県民の安全・安心を確保していく必要があるため継続。	
(3)住宅セーフティネットの構築																					
■ 自力では住宅確保が困難な方などが良好な生活環境を確保できるよう、県営住宅の整備や既存県営住宅を有効活用した改修等、住宅セーフティネットを構築します。																					
			住宅供給公社助成		県土整備部	建築住宅課	中堅所得者向け賃貸住宅(特優賃)の管理、サービス付き高齢者向け住宅の建設にかかる費用の貸付等を行う。	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設による住戸供給	H22 : 適切な貸付 1,681,000千円 H23 : 適切な貸付 1,995,000千円 H24 : 適切な貸付 2,309,600千円	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設	2,320,195	2,294,722	2,322,196	特優賃の管理及びサービス付き高齢者向け住宅の建設に係る費用を貸し付けることにより、円滑な管理及び工事の進捗が図れた。	4	中堅所得者及び高齢者の居住の安定化は必要な事業である。	4	引き続き、高齢者向けなど公共性の高い賃貸住宅の管理、建設等に必要資金を公社へ融通していく必要があるため継続。	
			社会資本総合整備(県営住宅建設)		県土整備部	建築住宅課	群馬県住生活基本計画に基づき、住宅困窮者が良好な生活環境を確保できるように、県営住宅の整備、住環境改善を図る。	県営住宅の建替の戸数	H22 : 建替31戸 H23 : 建替0戸 H24 : 建替27戸	建替27戸	建替0戸	建替80戸	362,954	585,271	344,169	建替事業は当初計画より6ヶ月程度進行が遅れているが、事業完了は当初計画どおり平成26年度の予定である。	4	住宅セーフティネットの構築として、県営住宅の建替及び住戸改善事業は必要である。	4	住宅困窮者に対し、一定の居住水準を満たす住宅を提供する必要があるため継続。 なお、引き続き、過度な投資とならぬよう、老朽化の状況や入居率などを踏まえた上で、計画的な整備に努める必要がある。	
			地域優良住宅への助成		県土整備部	建築住宅課	中堅所得者等の居住の用に供する公的賃貸住宅の家賃の一部助成を行い、県民が優良な居住環境の賃貸住宅に住み、安心、安全で豊かな住生活の実現を図る。	補助金交付を円滑に行うことで、入居者の居住の安定を図る	H22 : 特定優良民間賃貸住宅補助 42戸 2,347千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 96戸 6,385千円 H23 : 特定優良民間賃貸住宅補助 23戸 1,289千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 90戸 6,099千円 H24 : 特定優良民間賃貸住宅補助 18戸 440千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 90戸 6,328千円	特定優良民間賃貸住宅補助 50戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 98戸	特定優良民間賃貸住宅補助 40戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 98戸	特定優良民間賃貸住宅補助 275戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 480戸	8,360	7,055	6,975	特定優良賃貸住宅や特定目的借上公共賃貸住宅の家賃補助を行うことにより、入居者の居住の安定を図ることができた。	4	当該入居者の居住の安定を図るため、当該家賃補助を継続して実施していく。	4	過去に整備されたものの家賃の減額に対する助成であり継続。	
			住情報の提供		県土整備部	建築住宅課	住宅、住生活に関する様々な情報を提供することにより、県民の住まいや住まい方に関する知識向上を図る。またこれにより、安心・安全な住宅取得等を通して、より豊かな住生活の実現を図る。	住宅相談件数	H22 : 876件 H23 : 774件 H24 : 804件	1,100件	1,250件	6,060件	20,161	21,610	20,135	住宅に関する情報提供及び住宅相談に応じる業務を住宅供給公社に委託し、県民に住情報を提供した。	4	「ぐんま住まいの相談センター」は県内唯一の総合的な住宅関連情報提供機関であり、今後も必要である。	4	住宅に関する総合的な情報提供を継続して行う必要があるため継続。 ただし、県として消費生活センターを設置していることから、住宅専門の相談・情報提供窓口を設けることの効果を十分に計測し、県民にPRするための取組を強化していく必要がある。	
3 安全で生活しやすい環境づくり 小計 3,980,142																					
4 社会的に弱い立場の人を守る対策の推進																					
(1)虐待防止対策の推進																					
■ 高齢者や児童等に対する虐待防止のため、予防・早期発見・早期対応を推進します。																					
			児童養護施設等対策		健康福祉部	子育て支援課	虐待を受けた子ども等を里親や施設に委託して養育する。また、家庭的な養育環境の中で、きめ細かなケアを実践するため、施設の小規模グループケア等を推進する。	児童養護施設の定員(地域小規模を除く)	H22 : 366人 H23 : 386人 H24 : 422人	420人	420人	420人	2,698,918	2,245,169	2,201,345	児童保護措置費 2,136,409千円 児童養護施設の環境改善 19か所 22,179千円	4	虐待を受けたり、家庭で養育できない児童等に安全で安心な生活を保障するために必要な事業であり、今後も子どもたちにきめ細かなケアを行うため、継続して対策に取り組む必要がある。	4	法令に基づく児童保護措置費負担や、児童養護施設の施設整備であり、継続。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>6

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H24 決算 (千円)	H24事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)					H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)			評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
<p>※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続</p>																					
			健康福祉部	子育て支援課	児童虐待相談等に対応するため、児童相談所に嘱託相談員等を配置し、体制を強化するとともに、オレンジリボンキャンペーン等による広報啓発を行う。	通告後24時間以内の安全確認	H22: 96% H23: 95% H24: 94%	100%	100%	100%	152,191	66,615	122,293	児童相談所体制強化 45,588千円 オレンジリボンキャンペーンの実施 18,883千円 市町村の児童虐待防止対策に補助 27市町村 57,823千円	4	児童虐待防止のため、関係機関との連携強化や人材育成、県民の意識啓発等、幅広い対策に取り組んでいる。今後もより効果的な手法を検討しつつ、継続して対策に取り組む必要がある。	4	児童虐待防止のため、継続。ただし、啓発や研修については、事業内容を見直しの上、より効果的な実施が必要。			
			健康福祉部	子育て支援課	県内3箇所の児童相談所で子どものあらゆる相談に応じるとともに、「こどもホットライン24」を設置し、24時間年中無休で電話相談や虐待通告に対応する。	児童相談受付件数	H22: 9,374件 H23: 9,233件 H24: 8,907件	9,420件	9,450件	9,500件	64,182	44,935	78,877	こどもホットライン24運営 8,694千円 H24 児童相談件数 3,204件 児童相談所の嘱託医師 4,742千円 児童相談所の運営費 62,921千円	4	児童虐待等、増加する児童相談に適切に対応することは県の責務である。市町村や警察等、関係機関との連携を強化しつつ、児童相談所の体制整備等に継続して取り組む必要がある。	4	児童虐待や子育てなど、児童に関する様々な相談に対応するための経費であり、継続。			
			健康福祉部	子育て支援課	虐待を受けた子ども等を迅速に一時保護して安全を確保する。	一時保護所の定員	H22: 21人 H23: 21人 H24: 36人	36人	36人	36人	50,884	48,692	44,617	一時保護所の運営 44,617千円 H24 保護児童302人(延7,577人)	4	虐待を受けた子ども等を、迅速で適切に保護することは、県の責務である。今後も保護児童のきめ細かなケアに継続して取り組む必要がある。	4	一時保護所の運営に係る経費であり、継続。			
			健康福祉部	子育て支援課	虐待を受けた子ども等を施設で保護育成し、自立を支援する。また、本館改修工事の実施設計を行う。	児童の生活環境の向上	-	-	-	-	95,726	114,325	75,647	ぐんま学園の運営 70,430千円 H24入所児童37人(延252人) ぐんま学園の施設整備 4,149千円 ぐんま学園の学校教育 1,070千円	4	県内唯一の児童自立支援施設として、入所児童への支援が必要であり、今後も、より効果的な支援方法等を検討していく。	4	法令に基づき設置された児童自立支援施設の運営に係る経費であり、継続。			
			健康福祉部	介護高齢課(認知症・地域支援係)	高齢者の権利擁護を推進するため、推進員の養成研修や身体拘束廃止事例検討会を開催するとともに、専門職チームによる高齢者虐待の処遇困難な事例等の相談窓口の設置や派遣事業などを市町村に対して実施する。 また、H25年度は高齢者虐待防止普及パンフレット等を作成し、周知を図る。	高齢者虐待対応専門職チームの活動実績	H22: - H23: 市町村派遣等 17回 延べ 27人 研修会 1回 H24: 市町村派遣等 16回 延べ 21人 研修会 1回	市町村派遣 48回 研修会 1回	市町村派遣 48回 研修会 1回	市町村派遣 48回 研修会 1回	1,328	2,044	1,040	研修会及びシンポジウムの開催、並びに市町村への専門職チームの派遣等、計画どおり事業を実施し、介護保険施設等における高齢者の権利擁護の向上と、市町村における虐待事例の対応力の向上が図れた。	4	虐待対応を行う市町村に対しての相談窓口及び専門職チームの派遣について、利用されるよう引き続き周知を図っていく。 また、今までは発生件数のほとんどを占める家庭内での虐待に対する市町村の対応力向上を図ってきたが、今後は家庭内に加え、施設内で発生する虐待に対する対応力向上も図っていくこととする。 さらに、平成25年度予算で作成するパンフレットを活用して県民に虐待防止普及啓発を行う。	4	法令に基づき実施する市町村支援事業であるため、継続。			
			健康福祉部	障害政策課	障害者に対する虐待の未然防止や早期発見、虐待があったときの迅速かつ適切な対応、再発の防止を図るため、群馬県障害者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待を発見した者からの通報又は届出の受理、虐待を受けた障害者等への支援・相談を行うとともに、関係機関とのネットワーク体制の構築や、施設従事者・相談窓口職員等に対する研修を実施する。 また、障害者虐待に関する相談や通報等の窓口となる市町村虐待防止センターの機能強化のための支援を行う。	障害者虐待防止・権利擁護研修受講者数、及び開催日数	H22: - H23: 175人(1日) H24: 242人(5日)	延べ200人(5日)	延べ400人(6日)	延べ400人(8日)	7,000	5,124	5,014	H24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行したことに伴い、群馬県権利擁護センターを群馬県社会福祉士会に業務委託し、設置・運営している。 障害者虐待防止対策支援事業として、相談業務をはじめ、社会福祉士・相談支援専門員・行政職員等と連携協力関係を構築するためのネットワーク会議、市町村虐待防止センターとの情報交換会、障害者虐待防止研修の実施、広報啓発のためのリーフレット作成、社会福祉士・弁護士・司法書士等による専門職チームの派遣、出前講座等を実施した。	4	障害者虐待という緊急性・専門性の高い事案に迅速に対応するためには、専門職員の確保が必要不可欠であり、社会福祉士が持つ知識や経験は、虐待の防止、解決に向けて有効である。 また、群馬県権利擁護センターの周知が広がっている中、相談件数や市町村からの問い合わせも増加している。 これらの点も踏まえて、次年度も本事業については、引き続き群馬県社会福祉士会への委託により継続する必要がある。	4	法令に基づき障害者権利擁護センター設置は、継続。 H26年度当初予算では、開設からの相談実績等、センターの運営状況を踏まえ、委託内容を含め、実施方法を見直し。			
(2)認知症対策の推進																					
■ 認知症への理解を広める県民運動や認知症コールセンターの運営など、認知症高齢者や若年性認知症患者に関する普及啓発活動や相談支援活動に取り組みます。																					
			健康福祉部	介護高齢課(認知症・地域支援係)	認知症に対する理解不足があるため、認知症サポーターの養成支援やキャラバンメイトの養成を行い理解の促進を図る。 ※キャラバン・メイトとは、地域で認知症サポーターを養成する講座の講師役を担う人	①認知症サポーター養成数 ②認知症キャラバン・メイト養成数	①認知症サポーター養成数 H22: 19,062人 H23: 11,386人 H24: 9,474人 ②キャラバン・メイト養成数 H22: 136人 H23: 86人 H24: 75人 ※累計 認知症サポーター 66,226人 キャラバンメイト 749人	・認知症サポーター養成数 10,000人	・認知症サポーター養成数 10,000人	・認知症サポーター養成数 100人	1,100	1,100	1,058	目標値達成に向け市町村と連携し、養成支援を図った。 認知症サポーター養成数 9,474人 認知症キャラバン・メイト養成数 75人	4	目標値達成に向け、引き続き市町村と連携し、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの養成支援を行っていく。	4	認知症への理解促進を図るための事業であり、継続。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>7

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H24事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去3年間)					H24 当初 (千円)	H25 当初 (千円)		評価の考え方	評価の考え方		
									H22 H23 H24	H24 (前年度)	H25 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
			認知症疾患医療センター運営	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	認知症疾患に関する早期診断・早期治療を行うとともに、介護部門との連携を図ることを目的に、県内10カ所の病院に「認知症疾患医療センター」を設置し運営する。	認知症疾患医療センターへの相談件数	H22: 相談件数 1,969件 H23: 相談件数 4,924件 H24: 相談件数 6,485件	・相談件数 5,000件	・相談件数 5,000件	・相談件数 5,000件	22,500	22,572	19,092	4	今後も、引き続き相談体制の充実を図るとともに、地域とのネットワークづくりにも、積極的に取り組んでもらうよう支援をおこなっていく。 また、現センターの指定期間が25年度中に満了するため、新たに指定するセンターの指定手続きを円滑に行っていく。	4	認知症の早期診断・早期治療及び地域の介護部門との連携を図る認知症疾患医療センター運営に係る経費であり、継続。		
			認知症地域連携バス導入検討	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	医療と介護の連携を図るため、認知症の方の情報(病状、必要なケア等)を共有できる体制の整備を推進する。	①情報共有ツールの作成等の会議の開催 ②モデル事業の実施地区の数	H24: 会議開催 2回	・事業実施に係る課題、関係機関との連携方策を検討 ・会議開催2回	・モデル地域1圏域(H26)	500	336	280	4	認知症の支援に携わる関係者が、認知症患者の病状、必要なケアについての情報を共有し、継続的な医療・介護の提供を行うことを目的に導入する認知症地域連携バス作成の検討を行った。 検討会議 2回開催	4	今後は、平成25年度中に作成する「地域連携バス」の活用について、モデル地域で試行的運用を行っていく。 認知症患者が地域で暮らすための体制構築を図る3年間(H24~H26)のモデル事業であり、H26まで継続。			
			認知症にかかる研修会開催など	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	かかりつけ医を対象に認知症に対する知識の普及を図るための研修会の開催と認知症サポート医の養成支援等を行う。	①かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講医師数 ②認知症サポート医の養成数	H22: - H23: 46人 H24: 51人	・かかりつけ医 50人 ・認知症サポート医6人	・かかりつけ医 70人 ・認知症サポート医6人	・かかりつけ医 70人 ・認知症サポート医6人	785	776	533	4	かかりつけ医の認知症対応力向上を図るための研修会の開催や、認知症疾患の診療に熟知し、かかりつけ医へ助言等の支援を行う認知症サポート医の養成を行い、地域での支援体制の強化を図った。 かかりつけ医 51人 認知症サポート医 6人	4	地域における認知症医療のための研修会に係る経費であり、継続。		
			若年性認知症対策	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	若年性認知症に対する理解の促進と一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援が受けられるよう、ニーズの把握やケア・モデル事業の実施及び普及啓発を目的としたパンフレット作成等の支援体制の整備を行う。	①パンフレット作成数 ②若年性ケア・モデル事業の実施箇所数	H22: - H23: パンフレット作成(10,000部) H24: - ②ケア・モデル事業実施箇所数 H22: - H23: - H24: 3ヶ所	・ケア・モデル事業の実施事業所3ヶ所 ・パンフレット作成(10,000部)	・ケア・モデル事業の実施事業所3ヶ所	・パンフレット作成(10,000部)(H26)	9,796	5,031	2,111	2	市町村、地域包括支援センター職員、企業関係者等を対象に、若年性認知症に対する理解促進、普及啓発を目的とした研修会の開催のほか、若年性認知症の特性に応じたサービスを提供するモデル事業を実施するなど、若年性認知症に対する支援体制の強化を図った。	2	モデル事業(通所介護における若年性認知症ケアプログラム開発)はH25年度で終了。その成果を広く県内の事業所に普及させるとともに、若年性認知症に対する理解促進のための研修会の開催やパンフレットの作成等引き続き普及啓発を実施していく。		
			認知症コールセンター設置運営事業	健康福祉部	介護高齢課 (認知症・地域支援係)	認知症の方の継続的な在宅生活を支援するため、家族等が抱える心配事や介護に関する疑問などに応える認知症コールセンターを運営する。	認知症コールセンター相談件数	H22: 184件 H23: 315件 H24: 405件	相談数 350件	相談数 500件	相談数 500件	807	807	170	4	相談件数 405件 相談内容 認知症の症状と対応方法 160件 医療・薬に関すること 61件 介護者のストレス・愚痴等 84件 介護保険サービス 48件 人間関係 21件 その他 31件	4	在宅で認知症高齢者を介護する家族や本人の介護方法等に対する疑問の解消を図り、認知症高齢者の継続的な在宅生活を支援する必要があるため、積極的に周知していく。		
(3)自殺対策の推進																				
■ 心の悩みを抱える人への相談支援やゲートキーパー養成など、関係機関と連携し、総合的な自殺対策を推進します。																				
			地域自殺対策緊急強化基金事業	健康福祉部	障害政策課 労働政策課 義務教育課 高校教育課	自殺対策を強化するために造成した「地域自殺対策緊急強化基金」を原資として、市町村やNPO団体等が行う地域の実情に応じた自殺対策を支援する。	①年間自殺者数	H22: 508人 H23: 476人 H24: 459人	① 470人以下	① 450人以下	① 450人以下(H25)	134,909	109,871	78,753	1	地域自殺対策緊急強化基金を活用し、普及啓発や人材育成事業を実施。市町村や関係団体等が行う相談窓口の設置、人材養成、普及啓発事業等に対し、支援した。	1	相談窓口の充実やゲートキーパー等の養成が進むなど成果があったが、H25で基金事業は終了。ただし、自殺対策は長期的に行う必要があることから、事業の重点化を図りながら取り組みを継続する必要がある。		
			自殺対策	健康福祉部	障害政策課	自殺対策連絡協議会を開催するとともに、自殺やこころの病に対する正しい知識の普及、自死遺族支援、自殺未遂者支援等を行う。	②ゲートキーパー養成数とスキルアップ研修受講数	H22: 2,584人 H23: 1,280人 H24: 3,236人	②(H23~24) 3,600人	②(H23~25) 4,000人	②(H23~27) 4,700人	2,068	2,064	1,609	4	総合的な自殺対策を推進するため自殺対策連絡協議会を開催するなど、関係機関との連携を図った。かかりつけ医へのうつ病対応研修や自死遺族への支援事業を行った。	4	自殺者数の動向は楽観できず、総合的な対策を長期的に行う必要があるため、事業を継続する必要がある。		
4 社会的に弱い立場の人を守る対策の推進 小計 2,689,461																				